

「保育所とくすり」について

- 1 お子さんのくすりは、本来は保護者が登所して飲ませていただくのですが、緊急止むを得ない理由で保護者が登所できない時は、保護者と保育所側で話し合いの上、保育所の担当者が保護者に代わって飲ませます。この場合は万全を期するため「与薬票」に必要事項を記載していただき、くすりを添付して担当者に手渡してください。
- 2 くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。
- 3 座薬の使用はできません。
- 4 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して飲ませなければならぬ場合は、お預かりできません。
- 5 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎など)のように経過が長引くような病気の、日常における投薬や処置については、主治医の指示書を提出していただく場合があります。
- 6 持参するくすりについて
 - ①医師が処方したくすりには、必ず「与薬票」を添付してください。
 - ②使用するくすりは1回分ずつ分けて、当日分のみご用意ください。
 - ③袋や容器にお子さんの名前を記載してください。
- 7 主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育所に在園していることと保育所では原則としてくすりの使用ができないことをお伝えください。
- 8 くすりの与薬票がない場合は、くすりを飲むことができません。

----- 切り取り線 -----

与 薬 票

令和 年 月 日

依頼先	保育所名	岡田保育園	
依頼者	保護者氏名		
	子ども氏名	(組)	
病院名			
病名(又は症状)			
①	持参したくすりは	年 月 日に処方された	日分の本日分
②	保管は	室温・冷蔵庫・その他()	
③	くすりの剤型	粉・液(シロップ)・外用薬	数量(・・・)
④	くすりの内容	抗生物質・解熱剤・下痢止め・かぜ薬・外用薬()	
⑤	使用する日時	月 日 時 分又は	食前・食後・食間・その他()
⑥	外用薬などの使用法		
⑦	その他の使用法		
保育所記録	受領者サイン		時 分
	投与者サイン	投与時刻	時 分
	実施状況など		

☆与薬票は玄関に置いてありますので、必要な時にお取りください。

☆薬袋に記名をしてください。

☆薬袋を与薬票にセロテープで止めて、職員に直接渡してください。